# これまでの経緯

# 2019年12月24日お知らせ済みの内容

このたび、泊発電所の放射性廃棄物処理建屋(以下「本建屋」という)から放出している気体廃棄物の放出量について、国・北海道・岩宇4町村<sup>※1</sup>および後志管内 16 市町村<sup>※2</sup>への報告値ならびに当社ホームページで公表している値に算定誤りがありました。

今回の算定誤りについては、周辺公衆への影響はない値であることを確認していますが、道民の皆さまの信頼を損ねる結果となりましたこと、また、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

泊発電所から放出している気体廃棄物は各号機の排気筒ならびに本建屋排気口および焼却炉煙突から放出しております。

放出に際しては、フィルタ等の処理装置を通して放射性物質を十分低減したうえで、放射線モニタや試料採取装置を用いて保安規定\*3で定める放出管理目標値\*4を十分に下回るよう管理しながら大気中に放出しております。

本建屋は、放射線管理区域で発生した紙、布等の可燃物の焼却や防護服等の衣類の洗濯排水等の廃液処理等の作業を行う施設です。

本建屋からの放出経路は2つあり、本建屋排気口の放出量と焼却炉煙突の放出量との合計値で報告していますが、今回の誤りは、焼却炉煙突の放出量を1988年10月の泊発電所1号機の試運転開始時から誤って算定したものです。

焼却炉煙突から試料を採取する際には、配管等の腐食防止の観点から放射性物質を含まない空気で希釈していますが、報告値を算定する際にこの希釈効果を補正していませんでした。

試料を空気で半分程度に希釈していることから、過去に遡って暫定的に希釈効果を補正して本建屋の放出量を算定し、発電所全体の放出量を確認したところ、いずれの項目も、周辺公衆への影響がないように定めた放出管理目標値の概ね数万~数百万分の一程度と、十分に下回っております。

当社は今後、算定誤りを発生させたことおよびその誤りが長期間継続していた こと等について、原因究明・再発防止対策を速やかに取りまとめ、改めてお知ら せいたします。

- ※1:泊村、共和町、岩内町、神恵内村
- ※2:小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、 京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
- ※3:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、泊発電所原子炉施設の運転に関し、保安のために遵守すべき事項を事業者が定め、原子力規制委員会が認可したもの。
- ※4: 国が定める「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」により、周辺公 衆が受ける線量を低く保つための目標値(線量目標値)として、年間 0.05 ミリシーベ ルトと定められており、この値を十分下回るよう定めた年間放出量の管理値のこと。 保安規定では 1,2,3 号機の排気筒に対して設定されているが泊発電所では発電所合計値 に対しても管理している。

## 2020年2月12日お知らせ済みの内容

当社は、本建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値誤りについて、暫定としていた補正係数を決定し、報告値を確定しました。また、本件に係る原因と再発防止対策を策定しましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、このたび策定しました再発防止対策に着実に取り組んでまいります。

現在、泊発電所で実施している運転監視および保守点検等において計測を行っている全ての業務について、その計測方法が適切であるか確認を進めています。

当社は、今回の事象を重く受け止め、「根本原因分析」を実施して安全文化や組織風土などを含めた組織要因を深掘りし再発防止対策をより確実なものとしてまいります。これらの結果について、とりまとめ次第、改めてお知らせいたします。

## 2020年4月23日お知らせ済みの内容

2019年12月24日にお知らせしました「泊発電所の放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値誤り」を受けて、当社は類似した誤りの有無を確認するため、泊発電所で実施している運転監視および保守点検など、原子力発電所の安全に係る全ての業務について、計測方法が適切であるか確認を行ってきました。

確認に際しては、専門的な知見・経験を有している外部の専門家のご意見をいただきながら実施しました。

その結果、類似した誤りはなく計測方法が適切であることを確認しましたので お知らせいたします。

当社は、今回の事象を重く受け止め、現在、安全文化や組織風土などを含めた組織要因を深掘りし、再発防止対策をより確実なものとするため「根本原因分析」を実施しているところです。

分析およびその分析の評価に際しては、専門的な知見・経験を有している外部 の専門家のご意見をいただきながら進める予定です。

結果について、とりまとめ次第、改めてお知らせいたします。

# 2020年5月13日お知らせ済み(当社ホームページ)の内容

#### 1. 保安検査結果の概要

令和2年5月13日に開催された原子力規制委員会において、令和元年度(第4回)保安検査<sup>\*5</sup>結果が報告され、当該保安検査の中で明らかになり、令和元年12月24日に当社が公表した「泊発電所放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値誤り」について、以下のとおり「保安規定違反(監視)」と判断されました。

### 2. 監視事項の概要

保安規定第100条には、泊発電所放射性廃棄物処理建屋(以下「本建屋」という)の焼却炉煙突から放出する放射性気体廃棄物(よう素131濃度、粒子状物質濃度)を1週間に1回の頻度で測定することを定めています。

当社は、この規定に基づき測定を実施していましたが、放出量の算定にあたり昭和63年10月から放射性物質を含まない空気での希釈効果を補正しておらず適切な評価が行われていなかったものです。

保安検査では、本建屋焼却炉煙突からの放出放射能量について保守的な補正 係数で評価しても補正前の値と同じオーダーであり、泊発電所全体の放出管理 目標値又は法令で定める「周辺監視区域外における空気中の濃度限度」に比べ て十分低く、原子力安全に影響を及ぼすものではなかったため、「保安規定違反 (監視)」と判断されたものです。

## 3. 監視事項に係る当社の対応

当社は、現在、再発防止対策(令和2年2月12日公表済み)に着実に取り組んでいるところです。

また、今回の事象を重く受け止め、安全文化や組織風土などを含めた組織要因を深掘りし、再発防止対策をより確実なものとするため、「根本原因分析」を実施しています。

なお、泊発電所で実施している運転監視および保守点検など、原子力発電所の安全に係る全ての業務について、計測方法が適切であるか確認を行い、その結果、類似した誤りはなく計測方法が適切であることを確認しました。(令和2年4月23日公表済み)

※5:原子力規制委員会が保安規定の遵守状況を確認する検査のこと。 なお、2020年4月以降、「原子力規制検査」として行われている。

以上